

# 主任相談支援専門員の役割と課題

2023年11月29日(水)

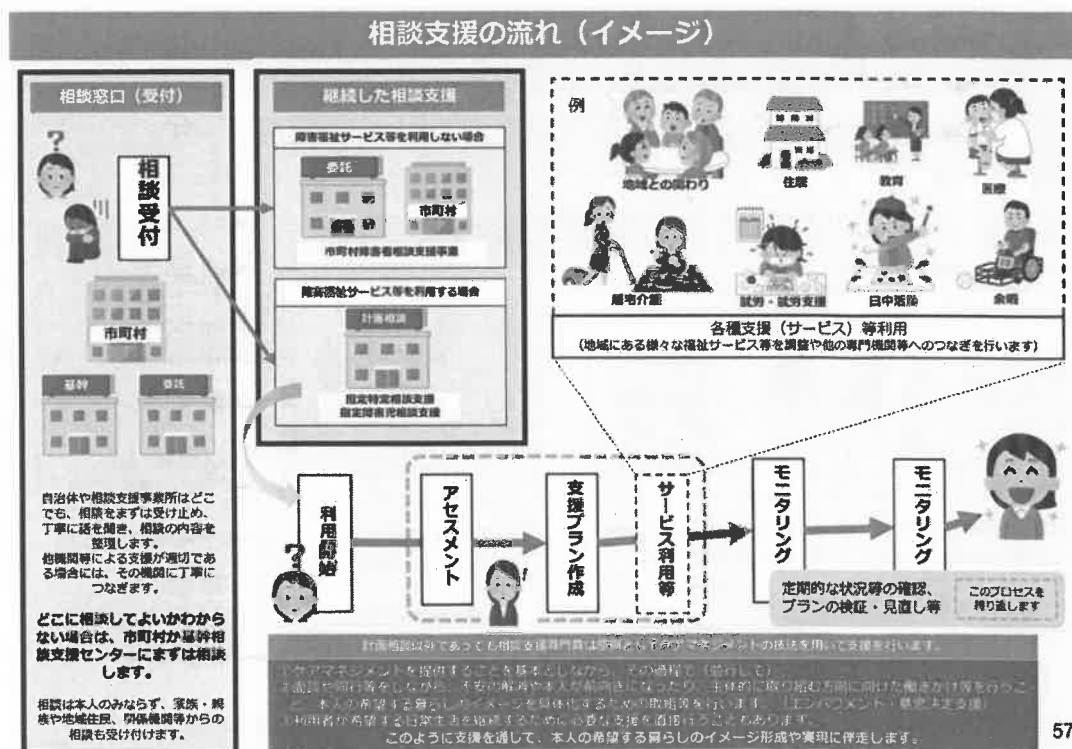
令和5年度 仙台市障害者自立支援協議会 第1回 地域部会

社)宮城・仙台障害者相談支援従事者協会

社)IGUNAL

代表理事 福地慎治

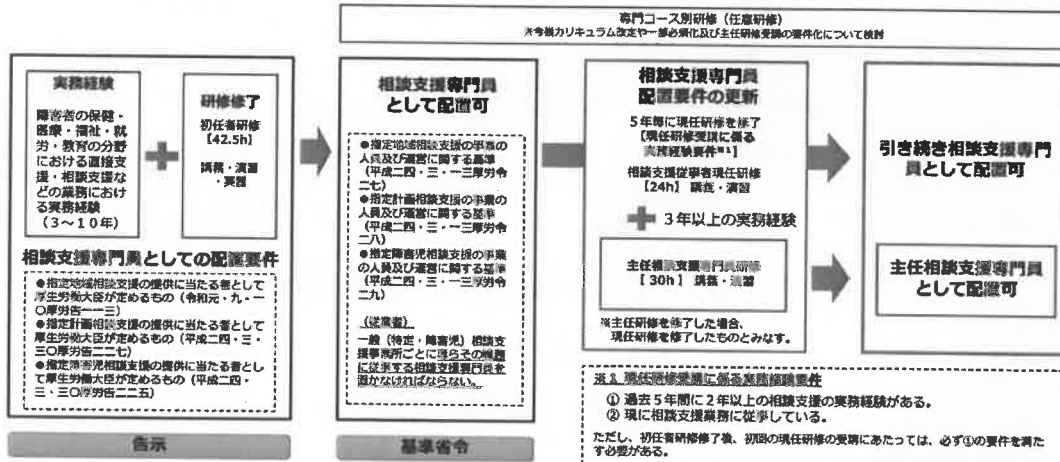
1



2

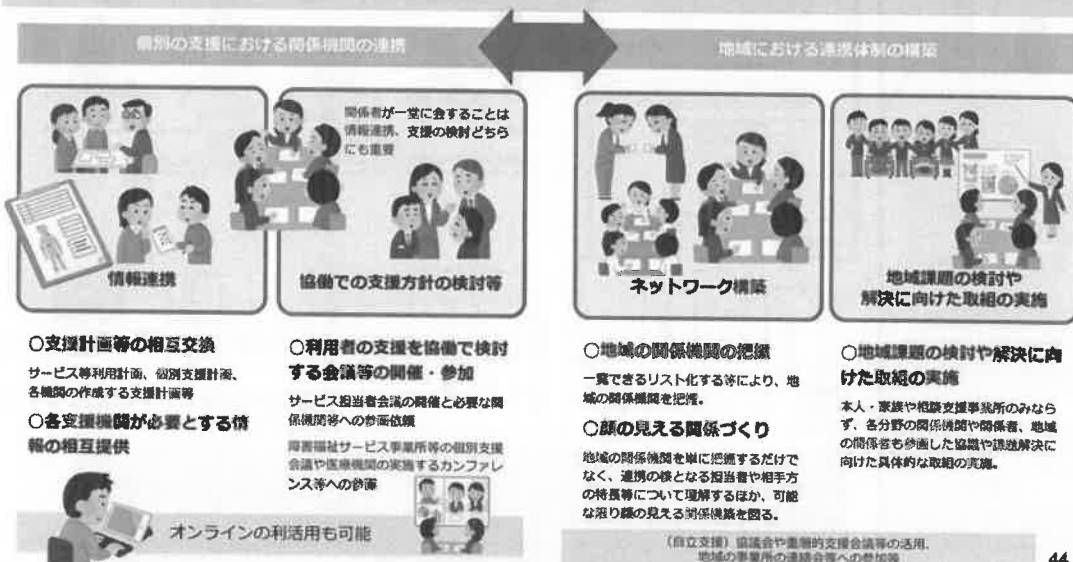
## 相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを担う地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるように、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する一定の実務経験の要件（※1）を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。（主任相談支援専門員の創設については平成30年度）



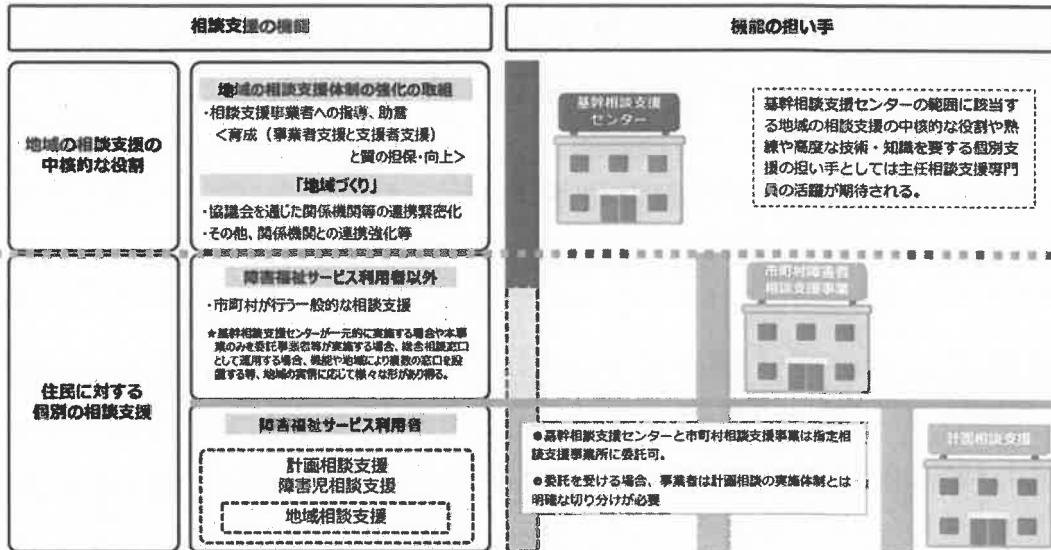
## 相談支援専門員に求められる多職種連携

相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。



## 地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではありません。

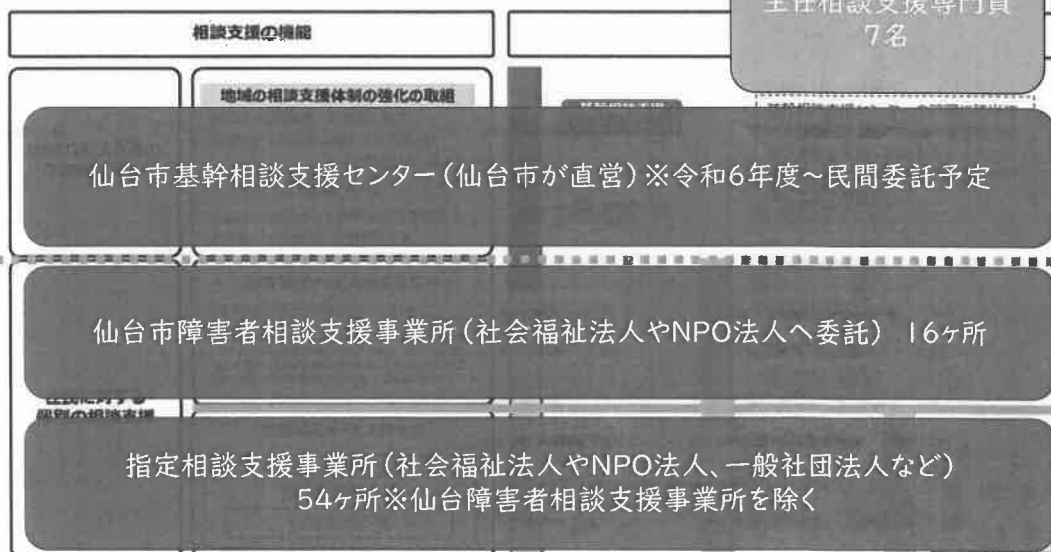


24

5

## 地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで



24

6

## 相談支援の質の向上に向けた検討会

- 障害者自立支援法の抜本的な見直しにより、2012年（平成24年）4月から相談支援の充実に関する施策が講じられた。
  - ～基幹相談支援センターの設置
  - ～自立支援協議会の法律上の位置づけ
  - ～障害福祉サービスの支給決定プロセスの見直し。
- 厚生労働省において「相談支援の質の向上に向けた検討会」が開かれる。2016年（平成28年）3月から2019年（平成31年）3月にかけて全9回の検討会開催を経て、議論の取りまとめが作成された。

7

### 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における取りまとめより（抜粋）

#### ①基本的な考え方

相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援をおこなうことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

8

## 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における 取りまとめより（抜粋）

### ③指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

- ・ 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- ・ 指導的な役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域に相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

### ※②人材育成の方策について

- ④相談支援専門員と介護支援専門員について
- ⑤障害児支援利用計画について



9

## 主任相談支援専門員の役割

「地域の中核的な役割を担う人材」

- 1) 総合相談、専門相談の実施
- 2) 地域の相談支援体制の強化の取り組み
- 3) 地域移行、地域定着の推進
- 4) 権利擁護、虐待防止に必要な取り組み

「障害者相談支援従事者研修テキスト 主任研修編」

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 より抜粋

10

## 参考) 令和5年度宮城県障害者相談支援事業従事者 主任研修 募集要綱

- (1) 相談支援従事者現任研修の修了後、相談支援専門員として指定地域相談支援事業所、(中略)において従事した期間が、通算して3年(36か月)以上である(管理者として兼務した期間も算定できる。)
- (2) 受講申込み時点で、宮城県内にある地域相談支援事業所等において従事しており、本研修の修了後も引き続き従事する予定がある者として、その所属長が認めた者である。
- (3) 次のいずれかに該当する。イ 令和元年度から令和5年度までの間に実施した宮城県相談支援従事者研修又は宮城県サービス管理責任者等研修の企画又は講師として携わったことがある(ファシリテーター養成研修受講者としての講師補助は含まない。)。ロ 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っている者である。
- (4) 本研修の修了後、所属する相談支援事業所のみならず、地域のその他の相談支援事業所の従業者に対して、資質の向上のための取組を実施する者として、その事業所が所在する市町村が推薦する者である。(※市町村は推薦の判断にあたり、当該地域の自立支援協議会等の意見を確認することができるものとします。)
- (5) 本研修の修了後、宮城県障害者相談支援従事者研修の企画又は講師として携わることができる。

11

告示別表		標準カリキュラム																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">主任相談支援専門員研修</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">講義</td> <td>障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義</td> <td>3.0h</td> </tr> <tr> <td>運営管理に関する講義</td> <td>3.0h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">演習及び演習</td> <td>相談支援従事者の人材育成に関する演習及び演習</td> <td>13.0h</td> </tr> <tr> <td>地域援助技術に関する演習及び演習</td> <td>11.0h</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>30.0h</td> </tr> </tbody> </table>		主任相談支援専門員研修		時間数	講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h	運営管理に関する講義	3.0h	演習及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する演習及び演習	13.0h	地域援助技術に関する演習及び演習	11.0h	合計		30.0h	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>科目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1日目</td> <td>法制度</td> <td>障害福祉施策等の動向(1時間)</td> </tr> <tr> <td>概論</td> <td>主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)</td> </tr> <tr> <td>運営管理</td> <td>相談支援事業所における運営管理(3時間)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2日目</td> <td rowspan="3">人材育成</td> <td>人材育成の意義と必要性(1時間)</td> </tr> <tr> <td>人材育成の地域での展開(3時間)</td> </tr> <tr> <td>研修・グループワークの運営方法(2.5時間)</td> </tr> <tr> <td>3日目</td> <td></td> <td>相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4日目</td> <td rowspan="2">地域援助</td> <td>基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)</td> </tr> <tr> <td>多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5日目</td> <td rowspan="2"></td> <td>地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)</td> </tr> <tr> <td>地域援助の具体的展開(5時間)</td> </tr> </tbody> </table>		日	科目	時間	1日目	法制度	障害福祉施策等の動向(1時間)	概論	主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)	運営管理	相談支援事業所における運営管理(3時間)	2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性(1時間)	人材育成の地域での展開(3時間)	研修・グループワークの運営方法(2.5時間)	3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)	4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)	多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)	5日目		地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)	地域援助の具体的展開(5時間)
主任相談支援専門員研修		時間数																																											
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h																																											
	運営管理に関する講義	3.0h																																											
演習及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する演習及び演習	13.0h																																											
	地域援助技術に関する演習及び演習	11.0h																																											
合計		30.0h																																											
日	科目	時間																																											
1日目	法制度	障害福祉施策等の動向(1時間)																																											
	概論	主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)																																											
	運営管理	相談支援事業所における運営管理(3時間)																																											
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性(1時間)																																											
		人材育成の地域での展開(3時間)																																											
		研修・グループワークの運営方法(2.5時間)																																											
3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)																																											
4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)																																											
		多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)																																											
5日目		地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)																																											
		地域援助の具体的展開(5時間)																																											
<p>【告示上カリキュラム(科目)外であるが、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>開講にあたってのガイダンス(研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要)</li> <li>課題実習(実践の振り返りを含む)</li> <li>研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>各科目の振り返りシート</li> <li>研修の振り返り</li> </ul> </li> </ol>																																													
<p><b>通知</b></p> <p>相談支援従事者主任研修事業の実施について (平成三〇・三・二八 障発〇三二八の一)</p> <p>●相談支援従事者主任研修事業実施要綱 相談支援従事者主任研修標準カリキュラムを含むもの 都道府県等による研修は標準カリキュラム以上の内容で実施</p>																																													

18

12

専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設（計画相談支援、障害児相談支援）					
○ 令和3年度報酬改定により、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設（黄色い塗りが令和3年度報酬改定で新規に創設された加算）。					
※以下の加算は、体制を評価する加算であり、体制加算が算定可能な月のすべての基本報酬の請求についてその件数毎に加算されるもの。					
加算名	内容	単位数			
特別地域加算	中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合	+15/100			
主任相談支援専門員配置加算	常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、従業者等の資質向上のための研修を実施する体制を確保した場合	100単位/月			
行動障害支援体制加算	5年度行動障害支援養成研修（実践研修）等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合	35単位/月			
要医療児者支援体制加算	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合	35単位/月			
精神障害者支援体制加算	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合	35単位/月			
ピアサポート体制加算	障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者等と管理者等その他の従業者をそれぞれ常勤換算0.5以上配置の上、事業所内で研修を行う体制を確保し、その旨公表する場合	100単位/月			
※例）主任相談支援専門員配置加算と行動障害支援体制加算を算定可能な体制を確保し、届け出を行った事業所が35件の支援を行った月の算定					
行動障害支援体制加算	行動障害支援体制加算	行動障害支援体制加算	...	行動障害支援体制加算	35件全ての基本報酬に加えて該当する体制加算を算定
主任相談支援専門員配置加算	主任相談支援専門員配置加算	主任相談支援専門員配置加算	...	主任相談支援専門員配置加算	
基本報酬	基本報酬	基本報酬	...	基本報酬	
利用者1	利用者2	利用者3		利用者35	

## 主任相談支援専門員の役割（例）

- 相談支援従事者研修における（地域）実習指導や演習講師
- 圏域の自立支援協議会への参画、企画や運営
- 圏域の事例検討やグループスーパービジョンを通じた人材育成
- 圏域における多職種連携を促進する研修会の企画運営
- 個別のスーパービジョンの実施
- 指定特定相談支援事業所の訪問や運営への助言
- 所属事業所や法人における人材育成 など

（あくまで例示であり、各圏域における人材育成や自立支援協議会の仕組みの中でその役割を位置づけられると良い）

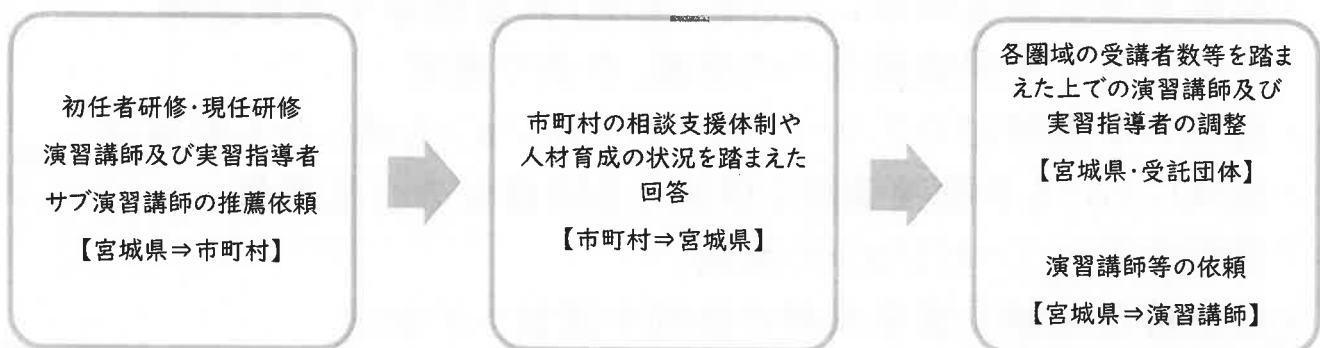
## 仙台市における主任相談支援専門員の取り組み

- ▶ 各区自立支援協議会への参画
- ▶ 宮城県相談従事者初任者研修及び現任研修における演習講師・地域実習指導者の受任
- ▶ 令和4年度 仙台市ケアマネジメント従事者養成研修 実践研修「ケア会議に生かすファシリテーションとチーム支援における重要な視点」における演習用VTR撮影(担当者会議の実演)

など

15

## 宮城県相談支援従事者初任者・現任研修における演習講師及び地域実習指導者の市町村推薦について



**サブ演習講師(サブファシリテーター)について**  
グループ毎に配置される演習講師と共にグループの演習進行に携わる為、研修内容や演習運営の技術を学ぶ機会となります。  
相談支援従事者研修事業を人材育成の場として活用することが出来ます。  
※演習講師や実習指導者と同様に市町村の推薦を必要とします。

16



## 今後の課題

- ▶ 仙台市における主任相談支援専門員の育成と役割を考えること  
～主任相談支援専門員の役割を単体で考えるのではなく、  
仙台市自立支援協議会において協議されている「障害児者の支援体制整備」「地域の実情に応じた支援体制のあり方」、各区自立支援協議会のあり方や目的、人材育成の仕組みと連動しながら、総合的な視点で主任相談支援専門員の育成と役割を考えることが肝要。

